

船橋市里親養育包括支援（フォスタリング）業務 業務委託仕様書

1 業務委託名

船橋市里親養育包括支援（フォスタリング）業務 業務委託

2 目的

里親委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、認定前研修並びに里親登録前後及び登録後における研修の企画、こどもと里親のマッチング支援、こどもの里親委託中及び里親委託措置解除後の相談・支援までの一貫した里親支援を総合的に実施し、こどもの最善の利益の追求と実現を図ることを目的とする。

3 業務実施期間

令和8年7月1日～令和11年6月30日（3年間）

4 業務実施場所

船橋市内及び市が指定する場所

5 受託者の執務場所

下記、いずれかの場所とする。

- (1) 船橋市児童相談所内
- (2) 船橋市内の事務所等

※執務場所が（1）の場合は、必要な執務スペース、机、椅子、電話機、光熱水費は発注者が負担する。（1）の前述以外の経費及び（2）の必要経費はすべて委託料に含むものとする。

6 想定里親数（令和8年7月時点）

里親登録家庭数100家庭（うち、里親委託数25家庭）

7 実施体制

受託者は、以下に示す職員を配置し、業務の遂行に必要な十分な人員を確保すること。

(1) 統括責任者

受託者は里親等相談支援員のうち1名を統括責任者として定める。統括責任者は、本業務における責任者であり、フォスタリング業務等の十分な経験を有したものですべての職員の統括及び業務全体の把握を行う。

(2) その他の職員

名称	人数	業務
里親リクルーター	1名以上（非常勤職員も可）	8 委託内容の(2)
里親トレーナー及び 自立支援相談員	1名以上（常勤職員とする）	8 委託内容の(3)(4)(5)
里親等委託調整員	1名以上（常勤職員とする）	8 委託内容の(5)
里親等相談支援員	3名以上（常勤職員とする） ※うち1名は統括責任者兼務	8 委託内容の(6)

また、すべての職員について、下記アからウのいずれかに該当するものとする。

ア 社会福祉士・精神保健福祉士など、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下、「法」という。）第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設もしくは児童自立支援施設においてこどもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 発注者がア・イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

8 業務内容

(1) 共通事項

- 1) 個人情報管理台帳（里親登録名簿）及び里親登録世帯ごとの個人情報管理ファイルをエクセル等で作成・管理すること。
- 2) 毎月10日までに、前月に実施した事業の状況について別に定める月次報告書により報告すること。
- 3) 毎年度末等に登録里親数・里親委託数の推移を確認し委託業務の効果について評価を行うこと。その評価をもとに今後の数の増加に向けて、課題や方針について児童相談所と協議を行うこと。

(2) 里親制度等普及促進・リクルート事業

1) 業務の目的

里親制度、ファミリーホーム及び養子縁組制度の普及及び里親委託の推進のためには、里親制度等への社会の理解を深め、広く一般家庭から里親となることを希望する者を増やしていくことが重要であることから、養親による講演や説明会を行い、保護を要するこどもの福祉への理解を深めるとともに、積極的なリクルート活動等を実施することにより、里親の確保を図る。

2) 業務内容

① 広報活動

- ア 里親制度の広報活動（チラシ・ポスターの作成配布（市内保育園等を通じた制度周知、市広報掲載文書等の作成、公共交通機関や商業施設等での PR 事業等）。
- イ 定例個別説明会の実施（月 1 回以上 参集型・オンライン）。

② リクルート活動

- ア 興味を持った市民からの問い合わせに対する対応。
- イ 里親希望者に対して、具体的な手続き方法等のガイダンスを行い、インターク面接・アセスメントを実施し、研修、登録につなげる。
- ウ その他効果的なリクルート活動

3) 留意点

- イベント・説明会等の実施時期、実施回数等については、より多くの対象者が参加できるように配慮し、柔軟に対応すること。

(3)里親研修・トレーニング等事業

1)業務の目的

里親登録及び登録の更新に必要な基礎研修・登録前研修及び更新研修をはじめ、子どもが委託されていない里親（以下、「未委託里親」という。）を含む全ての里親に対し、子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニング等を実施することで、養育の質を確保するとともに委託可能な里親を育成することにより、更なる里親委託の推進を図る。

2)業務内容

①基礎研修・登録前研修及び更新研修

ア 養育里親研修（年度に 4 回以上）

研修の対象者、実施方法等は平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

イ 専門里親研修（年度に 1 回以上）

研修の対象者、実施方法等は平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

ウ 養子縁組里親研修（年度に 4 回以上）

研修の対象者、実施方法等は平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 37 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子縁組里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

②里親（未委託里親含む）に関するトレーニング等事業

トレーニングの案内は可能な限り全ての里親に行うものとし、トレーニングを受け

ることを希望する者のうち、児童相談所長が適当と認めた里親に対して、次のアからウの方法等を用いながら継続かつ反復して実施すること。

また、里親の養育技術の習熟度を把握するため、トレーニングを修了した里親のリストを作成すること。

- ア ロールプレイ
- イ 外部講師等による講義
- ウ 施設及び里親宅等における実習

3) その他

児童相談所で研修・トレーニング等を開催した場合の会場使用料は不要とする。

(4) 自立支援相談事業

1) 目的

進学・就職等の自立支援及び委託解除後のアフターケアに関して、里親等における自立支援体制の強化など、こどもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託されたこども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。

2) 対象者

- ① 養育里親、専門養育里親、親族里親、養子縁組里親に委託されている児童
- ② 満年齢等により委託解除となった児童等（自立援助生活支援事業利用者含む）
- ③ ①の児童や②の措置解除となった元委託児童を支援していた里親

3) 自立支援相談の実施

① 委託児童・里親に対する相談

- ア 進学や就労、奨学金等に関する情報提供を行う。
- イ 奨学金、金銭管理等、委託児童や里親の要望も踏まえて、学習会を適宜開催する。
- ウ 里親や委託児童に対して、自立支援相談員の業務内容を幅広く周知し、電話、訪問等により支援を行う。

エ 措置解除が間近に迫り、措置解除後も支援が必要となることが予想される児童に対して、児童相談所と協議のうえ自立支援相談員等の支援の継続に繋げる。

② 措置解除後となった児童とその受託里親等への支援

- ア 自立支援相談員の支援内容やフォスタリング機関の連絡先を周知し、措置解除後も児童及びその児童を支援する里親（元里親を含む）からの要請に応じた支援を行う。
- イ 満年齢や就職等で措置解除が予定されている児童、及びその児童を受託している里親に対して、支援の内容や連絡先を記載した資料を配布する。

(5) 里親委託等推進等事業

1) 目的

こどもを里親に委託するにあたり、当該こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うとともに、個々のこどもの状況を踏まえた委託候補の選定や自立支援計画の作成及び実施を通し里親委託の推進を図る。

2) 事業内容

① 新規登録・更新登録手続き補助

里親の新規登録の手続きについて、来所相談対応、家庭訪問の同行、里親登録簿作成等の補助業務を行う。

② マッチング支援

委託候補の選定にあたっては、こども家庭庁発行の「里親委託ガイドライン」の内容を踏まえ、こどもの最善の利益が確保されるよう、児童相談所と十分に情報共有を行いながら、こどもと里親との交流や、関係機関との調整をする。

③ 自立支援計画について

児童相談所が行う自立支援計画の作成について、面接等に同席し、計画案を児童相談所と連携して取り組む。また、自立支援計画の策定後は、計画が適切に実施されているか十分に把握し、関係者間での共有・検討、必要な支援を実施すること。

④ 里親委託等推進委員会の運営

里親委託等推進委員会は、児童相談所の職員、施設の里親支援専門相談員、里親等委託調整員、里親等により構成する。また推進委員会の運営にあたり、会議招集及び運営等に関する事務を行い、必要に応じて会議資料及び報告書を作成し児童相談所に提出する。

(6) 里親訪問等支援事業

1) 目的

里親や養親等が養育に悩んだ際には、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。このため、里親等に対しての相談援助や生活援助、里親同士の交流の促進など、こどもの養育に関する支援を実施することにより、その負担を軽減して、もって適切な養育を確保する。

2) 全里親家庭への訪問

児童相談所と連携しながら、R8年度中に市内全里親宅に訪問。家庭状況の確認やアセスメント等を行う。

3) 委託里親への支援

現にこどもを養育している里親等（一時保護委託、レスパイト・ケアを含む）からの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問し、こどもの状態の把握や指導等を行う。

4) 未委託里親への訪問

未委託里親家庭の最新の状況を共有できるよう、家族状況や委託の受け入れに関する意向などの状況把握を行い、児童相談所に情報提供をすること。また、適宜庭訪問を実施

すること。

5) 一時保護委託の推進

- ① 一時保護委託先の里親に対して、児童受け入れのための支援（児童受け入れ前に準備できるものの確認、一時保護委託から解除までの一般的な流れの説明等）を行う。
- ② 一時保護委託中の里親家庭を適宜訪問し、里親が抱えている不安や困難等に対して助言や支援策の提示を行う。
- ③ 一時保護委託が解除された里親家庭に対して、一時保護中の養育状況や不安・疑問点等を聞き取るとともに、フォロー及び次の委託に向けた助言等を行う。

6) 夜間・休日の相談支援体制の整備

平日の昼間に相談することが困難な共働きの里親家庭等に対して、適確に相談支援を行うため、夜間・休日の相談支援体制を整備する。

(7) 「里親のしおり」原稿の作成・印刷

こどもを受託する上での里親制度の仕組みや手続き等をわかりやすく記載した里親のしおり（原稿案）を児童相談所と相談のもと作成し、150部程度印刷する。なお、作成した電子データは市に提供し、著作権は市に帰属するものとする。

9 個人情報保護、機密保持及び情報セキュリティの確保

- (1) 受託者は、委託業務に関連して知り得た船橋市の機密に関する事項及び個人情報に関する事項については、「個人情報の保護に関する法律」、「船橋市個人情報の保護に関する法律施行条例」、「船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程」及び「船橋市情報セキュリティ対策基準」等に基づいて適切に管理し、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するための措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。
- (2) 本事業において、(1)に記載される個人情報には、日々のソーシャルワークにおいて知り得た里親および委託児童の近況や発言、思想、交流関係、悩み、健康状態等も含まれる。
- (3) 受託者は、発注者の許可なく業務実施場所から個人情報等（機密情報を含む）の情報資産を持ち出してはならない。
- (4) 家庭訪問等で聴取した内容を記録する場合は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、個人の特定に繋がる情報と一緒に記載をしないことや、紛失防止策を講じるなど、適正な管理を行うこと。
- (5) 9の(4)をはじめとした個人情報を含むメモや、作成の誤りにより不要となった文書等についても、焼却又は溶解、復元不可能な程度に細断することなど、適正な処分を行うこと。
- (6) 業務上知り得た秘密について、公式であるか私的であるかに関わらず、許可なくソ-

シヤルメディア等に掲載することを禁止とする。

- (7) 委託事業の担当から外れた場合や、受託事業者を退職した場合においても、秘密情報を第三者に開示、漏えいしてはならない。
- (8) 個人情報等（機密情報を含む）の情報資産の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受託者の指定する者の間で行うものとする。
- (9) 業務で使用する個人情報が保存されたパソコン等情報端末は、鍵付きの保管庫等に保管するなど、盗難等の対策をとること。
- (10) 特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」に記載のある安全管理措置に基づいた措置を講じること。
- (11) 契約終了時には、パソコン等情報端末に保存された個人情報は、すべて削除すること。
- (12) 発注者は、受託者における個人情報の取扱いが不適切と認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求ができるものとする。

11 その他

- (1) 本業務において知り得た情報は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、受託した業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、事業を効率的・効果的に実施する上で必要と思われる業務については、あらかじめ発注者と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 受託者は、事業の開始前から所管課と十分協議の上、事業開始に向けた準備を行うとともに、事業開始後においても所管課と連携し、本事業を効果的に実施するよう努めること。
- (4) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合の解釈については、発注者と受託者が協議し、決定することとする。
- (5) 受託者の変更が生じた場合は、業務が円滑に行えるように、新規の受託者への引継ぎ等を含め、市に協力すること。